

保険の対象となる方ががん^(※1)と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

(※1) 補償対象となる「がん」についてはお手続きサイトに掲載の「補償の概要等 がん補償」をご参照ください。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。



がんは
気になる病気よね…

日本の「がん(悪性新生物)」の総患者数は、約**465万人!**

主ながん(悪性新生物)の患者数

(単位:万人)

悪性新生物	胃	結腸および直腸	肝および肝内胆管	気管、気管支および肺	乳房
総数	28.1	32.4	8.9	32.8	83.8
男性	18.7	16.8	6.2	19.5	0.6
女性	9.5	15.6	2.7	13.4	83.2

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおよそ
2人に1人が、
がんと診断されると
言われています。

さらに

心配なのは、
医療費!

医療費・自己負担額の例
(胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額	176,620円
差額ベッド代他	133,000円
合計	約30.9万円

※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例

※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから

まとまった**資金の準備**ができると安心です。



POINT

● **通院も安心! 1日からOK!**

入院したときは、入院前や退院後の通院日数に対し、通院保険金をお支払いします。(1回の入院(日帰り入院も含みます。)の原因となったがんの治療のための通院について45日が限度となります。)

※がん通院保険金の支払事由変更に関する特約セットタイプ(CAタイプ、CBタイプ)の場合

● **入院は1日目から無制限で補償**

入院保険金は1日目から支払い日数の制限無く補償します。

● **手術は何回でも補償!**

手術保険金は何回でもお受取りになれます。^(※2)

(※2) 時期を同じくして^(※3)2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。

(※3) 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

● **がん生活支援**

以下の場合に、毎年1回、最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

① がんと診断確定されたとき(第1回がん生活支援保険金)

② てん補期間^(※4)中に、がんの治療を直接の目的として毎年所定の治療^(※5)を受けたとき(第2回以後がん生活支援保険金)

※CBタイプのみ(がん生活支援特約がセットされています。)

(※4) がんと診断確定された日から10年後の応当日の前日までの期間をいいます。

(※5) 所定の治療については、WEBに掲載しております「補償の概要等」をご確認ください。

● **「上皮内新生物」・「白血病」も補償!**

● **退院後も安心!**

20日以上継続して入院し、退院されたときには、退院後療養保険金をお受け取りになれます。



お支払いする保険金・保険金額

記載のないタイプの保険料等詳細はP14をご確認ください。

	Cタイプ	CAタイプ	CBタイプ
がん診断保険金	150万円		
がん入院保険金(日額)	何日でも 15,000円		
がん手術保険金	何回でも がん入院保険金日額の10・20・40倍		
がん通院保険金(日額)	5,000円	—	
がん通院保険金の 支払事由変更に関する特約	—	5,000円	
がん退院後療養保険金	10万円		
がん重度一時金	100万円		
がん生活支援保険金	—		①がん生活支援保険金額第1回 0万円 ②がん生活支援保険金額第2回以後 100万円
がん特定手術保険金	50万円		
がん葬祭費用保険金	100万円 限度		

●この保険で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類—腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類—腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】

新規ご加入、補償内容をアップするタイプ変更の場合、告知が必要となります。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

保険料表(月払)

●引受対象年齢：満5歳以上満89歳以下 ※ご加入口数は1口のみです。

(単位：円)

加入年齢	Cタイプ	CAタイプ	CBタイプ
20～24歳	230	240	310
25～29歳	410	440	590
30～34歳	820	880	1,160
35～39歳	1,230	1,360	1,970
40～44歳	1,820	2,040	3,040
45～49歳	2,690	3,020	4,320
50～54歳	3,950	4,380	5,920
55～59歳	6,200	6,770	8,880
60～64歳	9,350	10,190	13,050
65～69歳	13,060	13,970	17,450
70～74歳	16,950	17,950	20,790
75～79歳	20,740	21,610	25,040
80～84歳	24,400	25,150	29,180
85～89歳	27,640	28,210	32,810

●保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点(2025年3月1日現在)の年齢をいいます。)によって異なります。

●がん補償には、日本大学医学部同窓会の会員およびその配偶者がご加入いただけます。

ただし、団体契約の始期日時点(2025年3月1日現在)の年齢が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。保険料表に記載のない保険料は取扱代理店にお問い合わせください。

※保険の対象となる方(被保険者)の用語の解説(定義)については、お手続きサイトに掲載の「保険の対象となる方の範囲」をご確認ください。